

○配置予定技術者等の雇用関係確認書類について（お知らせ）

【重要】資格確認資料の提出期限が令和7年12月2日以降の入札案件より、配置予定技術者の雇用関係確認書類の取扱いが変更となります。

マイナンバー法の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないこととなりました。

つきましては、資格確認資料の提出期限が令和7年12月2日以降の入札案件より配置予定技術者等の雇用関係確認書類の取扱いを変更しますので、以下のいずれかをご提出いただきますよう、お願いいたします。

（１） 所属会社の雇用証明書（別添参考様式 HP 掲載）

※証明年月日（提出日）は資格確認資料提出期間内とする。

（２） 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し及び監理技術者資格者証の写し

※資格確認資料の提出期限が令和7年12月2日以降に設定されている入札案件より、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しのみを提出した場合は無効とする（提出期限が令和7年12月1日までの入札案件については有効）。

ただし、監理技術者資格者証の写し（有効期限内であり、所属会社名の記載があること。）とあわせて提出すれば有効。

（３） その他上記に準ずる資料（所属会社名および3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの（2つの書類を提出しても可）に限る

※上記（１）（２）以外の資料を提出される場合は、提出前に発注担当部局へ問い合わせること。

※資格確認資料の提出期限が令和7年12月2日以降に設定されている入札案件については健康保険証の写しの提出を認めない。

※マイナンバーカードの写しは雇用関係確認書類として取扱わない（提出不可）。

○HP 掲載場所

URL:

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/jyoukinseikakuninsiryou.html

雇 用 証 明 書

●●県土整備事務所長 様

従業員（被雇用者）

フリガナ

氏 名

生 年 月 日 平 成 年 月 日

雇 用 年 月 日 平 成 年 月 日

上記の者について、上記雇用年月日から直接的かつ恒常的な雇用関係であることを証明します。

証明年月日（提出日） 令和 年 月 日

証明者（雇用者）

所 在 地

事 業 所 名

職 氏 名

※ 証明書を紙（持参、郵送）で提出する場合は押印が必要ですが、電子入札システムで提出する場合は押印不要です。